○木更津市景観条例

平成27年12月16日

条例第37号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　景観法に基づく取組
第１節　景観計画（第６条―第８条）
第２節　事前相談（第９条・第10条）
第３節　届出等（第11条―第17条）
第４節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第18条―第21条）
第３章　景観形成の推進（第22条―第25条）
第４章　木更津市景観推進審議会及び木更津市景観アドバイザー（第26条・第27条）
第５章　雑則（第28条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、木更津らしい個性ある景観の保全及び形成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるもののほか、法の例による。

⑴　景観形成　良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創出すること又は現に存在する景観を改善することをいう。

⑵　市民　市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物の所有者若しくは権原に基づく占有者をいう。

⑶　事業者　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第３条　法第４条に定めるもののほか、市は、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

２　市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」

という。）の意見を反映させるよう努めなければならない。

３　市は、市民等の景観形成に関する意識を啓発するとともに、景観形成に資する取組への支援に努めなければならない。

４　市は、公共施設の整備に当たっては、周辺環境に配慮した景観形成について、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第４条　法第５条及び第６条に定めるもののほか、市民等は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に努めるとともに、市が進める景観に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（国等に対する協力要請）

第５条　市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第２章　景観法に基づく取組

第１節　景観計画

（景観計画の策定）

第６条　市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第８条第１項の規定により景観計画を定めるものとする。

（景観計画の変更）

第７条　市長は、前条の景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する木更津市景観推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観計画への適合）

第８条　景観計画区域において法第16条第１項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第２節　事前相談

（事前相談）

第９条　景観計画区域において、法第16条第１項又は第２項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に相談することができる。

２　前項の規定による事前相談を行う者は、市長から当該相談に必要な書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（助言又は指導）

第10条　市長は、前条第１項の規定による事前相談があった場合において、その内容が景観計画で定められた景観形成に関する方針に沿うとともに、行為の制限に適合するよう必要な助言又は指導を行うことができる。

２　市長は、前項の規定による助言又は指導を行うため、第27条に規定する木更津市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

第３節　届出等

（省令第１条第２項第４号の条例で定める図書）

第11条　景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第１条第２項第４号に規定する条例で定める図書は、平面図その他の規則で定める図書とする。

（法第16条第１項第４号の条例で定める行為）

第12条　法第16条第１項第４号に規定する条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）その他の物件を堆積する行為であって、堆積に係る面積が500平方メートル以上で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できるものとする。

２　法第16条第１項第４号に規定する行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

３　前項の届出書には、景観法施行規則第１条第２項第３号及び第４号に規定する図書を添付しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（法第16条第７項第11号の条例で定める行為）

第13条　法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する工業専用地域（同法第12条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

（行為完了の届出等）

第14条　法第16条第１項又は第２項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

２　法第16条第５項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に通知しなければならない。

（法第17条第１項の条例で定めるもの）

第15条　法第17条第１項に規定する条例で定めるものは、第13条に規定する行為以外の行為とする。

（勧告又は命令）

第16条　市長は、法第16条第３項の規定による勧告又は法第17条第１項若しくは第５項の規定による命令を行うに当たり必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第17条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の規則で定める事項を規則で定める方法により、公表することができる。

⑴　法第16条第１項若しくは第２項の規定による届出をしないで法第16条第１項各号に掲げる行為（第13条に該当する行為を除く。）をした者又は虚偽の法第16条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者

⑵　法第16条第３項に規定する勧告に従わない者

⑶　法第17条第１項又は第５項の規定による命令に従わない者

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ木更津市行政手続条例（平成９年木更津市条例第２号）に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第４節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

（景観重要建造物の指定）

第18条　市長は、法第19条第１項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

３　法第27条第１項又は第２項の規定により景観重要建造物の指定の解除をするときは、前２項の規定を準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第19条　法第25条第２項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴　景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。

⑵　消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。

⑶　景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

⑷　前３号に定めるもののほか、規則で定める事項

（景観重要樹木の指定）

第20条　第18条の規定は、景観重要樹木の指定について準用する。この場合において、同条第１項中「法第19条第１項」とあるのは「法第28条第１項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第２項中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第３項中「法第27条第１項又は第２項」とあるのは「法第35条第１項又は第２項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第21条　法第33条第２項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴　景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

⑵　景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

⑶　景観重要樹木の定期的な点検を実施すること。

⑷　前３号に定めるもののほか、規則で定める事項

第３章　景観形成の推進

（景観形成重点地区の指定）

第22条　市長は、景観計画区域のうち、重点的に景観形成を推進する必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

２　前項の規定により重点地区を定める場合は、重点地区に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　名称

⑵　区域

⑶　景観形成のための行為の制限に関する事項

⑷　景観形成に関する方針

⑸　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

３　市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければ

ならない。

4　重点地区の指定の解除又は変更については、前３項の規定を準用する。

（景観まちづくり団体の認定）

第23条　市長は、木更津市の景観形成の推進のために自主的に活動する団体であって、規則で定める要件に該当すると認められる団体を、景観まちづくり団体として認定することができる。

2　前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3　前項の申請があった場合において、市長は、第１項の景観まちづくり団体を認定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4　第２項の申請があった場合において、市長は、第１項の景観まちづくり団体を認定したときは、その旨を当該団体に通知しなければならない。

5　市長は、景観まちづくり団体を認定したときは、当該団体の名称、活動内容等を公表するものとする。

（景観まちづくり団体の認定の取消し）

第24条　市長は、景観まちづくり団体が解散したとき若しくは解散したと認めるとき又は前条第１項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2　前項の規定により景観まちづくり団体を取り消したときは、その旨を当該団体に通知しなければならない。ただし、当該団体が解散したときはこの限りでない。

3　市長は、前項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、これを公表しなければならない。

（表彰）

第25条　市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等についてその所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2　市長は、前項に掲げるもののほか、景観形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

3　市長は、前２項の規定による表彰を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第４章　木更津市景観推進審議会及び木更津市景観アドバイザー

（木更津市景観推進審議会）

第26条　景観形成について必要な事項を調査審議するため、木更津市景観推進審議会を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議をし、答申する。

⑴　第７条に規定する景観計画の変更に関すること。

⑵　第16条に規定する勧告又は命令に関すること。

⑶　第17条に規定する公表に関すること。

⑷　第18条に規定する景観重要建造物の指定又は解除に関すること。

⑸　第20条に規定する景観重要樹木の指定又は解除に関すること。

⑹　第22条に規定する重点地区の指定又はその解除若しくは変更に関すること。

⑺　第23条に規定する景観まちづくり団体の認定に関すること。

⑻　前条に規定する表彰に関すること。

⑼　前各号に定めるもののほか、景観形成について、市長が必要と認める事項

３　審議会は、委員10人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

⑴　学識経験のある者

⑵　関係行政機関の職員

⑶　市民

⑷　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（木更津市景観アドバイザー）

第27条　市長は、景観形成を推進するに当たり、技術的又は専門的な助言を聴くため、木更津市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置く。

２　景観アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について、技術的又は専門的な助言を行う。

⑴　法第16条第１項又は第２項の届出に係る行為の景観計画に対する適合審査に関すること。

⑵　第９条に規定する事前相談に関すること。

⑶　前２号に定めるもののほか、景観形成を推進するに当たり市長が必要と認める事項

３　景観アドバイザーは、２人以内とする。

４　景観アドバイザーは、景観形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

５　景観アドバイザーの任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　雑則

（委任）

第28条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から30日を経過するまでの間に着手した法第16条第１項各号に掲げる行為については、法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為とする。

（準備行為）

３　第９条の規定による事前相談その他必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

附　則（令和４年３月16日条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の木更津市景観条例第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第16条第１項の規定による届出及び第５項の規定による通知を要する行為について適用し、施行日前に法第16条第１項の規定による届出及び第５項の規定による通知がされた行為については、なお従前の例による。

別表（第13条）

区分	行為
重点地区以外	(1)　次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更

	ア　地盤面からの高さが10メートルを超える建築物 イ　建築面積が500平方メートルを超える建築物 (2)　次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア　設置面からの高さが6メートルを超える煙突 イ　設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ウ　地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁 (3)　都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であって、同条第13項に規定する開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの
重点地区	(1)　次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア　設置面からの高さが6メートルを超える煙突 イ　設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ウ　地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁 エ　高さが1メートルを超える自動販売機その他これに類するもの オ　高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの カ　駐車場の用途に供するもので屋根のないもの キ　土地に設置される太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。） (2)　都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であって、同条第13項に規定する開発区域の面積が500平方メートル未満のもの